

【目 次】

第1章 計画の概要	1
第1節 計画策定にあたって	2
1. 計画策定の目的	2
2. 計画の基本理念	3
3. 計画の位置づけ	3
4. 計画の期間	4
5. 基本的な考え方	5
6. 計画の体系	6
7. 計画の推進体制	9
第2節 障がい者の状況	10
1. 障害者手帳所持者数の推移	10
(1) 身体障がい者	11
(2) 知的障がい者	13
(3) 精神障がい者	14
(4) 難病患者等	16
第2章 障がい者福祉計画	17
第1節 障がいへの理解の促進	18
1. 障がいへの理解と福祉のまちづくりの推進	18
2. 差別の解消と権利擁護の推進	19
第2節 生活支援の充実	21
1. 生活支援体制の整備	21
2. 在宅支援の充実	22
3. 施設による支援の充実	23
4. ボランティアの育成と活動の充実	24
第3節 保健・医療の充実	26
1. 障がいの原因となる疾病等の予防（一次予防）	26
2. 障がいの早期発見・早期治療（二次予防）	27
3. 適切な保健・医療の充実（三次予防）	28
4. 難病施策の充実	28
第4節 療育・教育の充実	30
1. 療育・幼児教育の充実	30
2. 教育施策の充実	31
3. 福祉教育の推進	33

第5節 就労支援の充実	35
1. 障がい者雇用・就労支援の充実	35
2. 福祉的就労への支援	36
第6節 社会参加の促進	38
1. 社会参加の促進	38
2. スポーツ・レクリエーション・文化活動の推進	38
第7節 生活環境の整備	40
1. 障がい者等にやさしいまちづくりの推進	40
2. 住宅・生活環境の整備	41
3. 道路・公園施設の整備	41
4. 移動・交通安全対策の充実	42
5. 防災・安全対策の充実	43
6. ユニバーサルデザインの普及啓発	44
第8節 情報提供の充実	45
1. 情報提供の充実	45
第3章 第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画	47
第1節 平成32年度の数値目標の設定	48
1. 福祉施設入所者の地域生活への移行	48
2. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	48
3. 地域生活支援拠点等の整備	49
4. 福祉施設から一般就労への移行	49
5. 障がい児支援の提供体制の整備等	51
第2節 障害福祉サービスの見込み	53
1. 障害福祉サービス	53
(1) 訪問系サービス	53
(2) 日中活動系サービス	54
(3) 居住系サービス	56
(4) 相談支援サービス	56
第3節 児童福祉法に基づくサービスの見込み	58
1. 障害児通所支援サービス	58
第4節 地域生活支援事業の見込み	60
◆ 必須事業	60
◆ 任意事業	64

資料編	65
1. 福祉に関するアンケート調査結果	66
2. 市内障害福祉サービス事業所	91
3. 市内障害児通所支援事業所	92
4. 用語解説	93

「障害」と「障がい」の表記について

本市では、「害」という漢字が持つ意味などを考慮し、「害」の漢字をできるだけ用いず、「障がい」と表記することとしています。

表記の基準

- 「障害」という言葉が単語や熟語として用いられ、前後の文脈から人や人の状態を表す場合は、「障がい」とひらがな表記とします。
- 法令、条例等に規定又は使用されている用語や制度のほか、団体名などの固有名詞については、「障害」と漢字表記とします。

本計画の記述についても、これらの基準に基づいています。

※ 文中に「障がい福祉G」などの表記がありますが、「G」はグループの略です。